

検討の総括（案）

はじめに

新潟市自治基本条例は、市民自治の基本となる条例として、平成 20 年 2 月 22 日に制定された。同条例では、「条例の実効性を高めるため、この条例の施行後 5 年以内に、検討委員会を設置し、必要な見直しを行う」こととされていることから、外部の視点から見直しについての検討を行う機関として、本委員会が平成 24 年 5 月 25 日に設置された。

本委員会では、平成 24 年 7 月以降計 7 回会議を開催し、新潟市自治基本条例に関連する条例・制度等の運用状況について市が行った内部検証の結果を確認しながら、条例の趣旨に沿った市政運営がなされているか、検証を進めてきた。

その内容をふまえ、今回の検証が、本市における自治の基本理念・基本原則について市民がより一層理解を深める契機となるよう、ここに意見・提言をとりまとめたものである。

平成 24 年 11 月 日

新潟市自治基本条例検討委員会

委員の意見・提言（総括）

これまでの 7 回の会議において、新潟市自治基本条例の趣旨をふまえた市政運営がなされているか、市の内部検証をふまえ、関連する条例・制度等の運用状況について検証を行った。結果として、条例自体の見直しの必要はないと考えるが、一方で、関連条例・制度等を運用する際に、条例の趣旨を活かすよう、改善やさらなる検討が必要な点について意見・提言が多くなされた。

個々の委員意見は後段に譲るが、多くの意見・提言に共通して挙げられたのは、本市の自治の基本原則である「情報の共有」「参画」「協働」のより一層の推進である。市政運営において、この 3 原則が意識され、互いに機能しあうことで、条例の実効性がより高まるものとする。

今後、市民・議会・市長等のそれぞれが、本条例の趣旨をこれまで以上に踏まえ、市政運営に取り組むことが重要である。